

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会（第六回）

議 事 要 旨

1. 日時：平成 20 年 2 月 22 日（金）、13：30～15：35
2. 場所：総務省 4 階 401 会議室
3. 出席者：（委員）塩野宏（座長）、内山英世、角紀代恵、阪田雅裕、森戸英幸、
柳瀬康治、山本隆司（敬称略、五十音順）
（総務省）藤井人事・恩給局長、阪本人事・恩給局次長、
中島参事官、西藤参事官

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 支給制限返納の考え方
- (3) 支給制限・返納制度の内容（その 1）
- (4) 閉会

5. 議事概要

(1) 支給制限返納の考え方について

事務局から、関係資料の説明がなされた後、議論が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 支給制限・返納の法的な説明根拠を不法行為とすると、非違行為による損害額を個別具体的に決定しなければならないが、公務への信頼失墜による国への損害額を決定することは困難ではないか。
- ・ 退職手当の性格が多面的であるように、支給制限・返納の法的な説明根拠についてもひとつに絞るのではなく、功績の没却を基本としつつ、その他の側面もあると捉えて立法論を議論するのが合理的ではないか。
- ・ 恩給については、公務員集団の秩序維持のための懲戒罰（一種の付加的制裁）である公権剥奪の一つとして支給停止がなされていたが、退職手当の支給制限制度は、この系譜にあるのだから、同様に制裁と根拠付けることができるのではないか。
- ・ 制裁と位置づければ、具体的な損害額や貢献度の割合を決定する必要がなくなり、比例原則にさえ従っていればよい。
- ・ 不当利得は、勤務関係が終了した後に退職手当を返納させる形式的な理由としてはよいが、法律上の原因がないことを説明することが難しい。また、不法行為は、具体的な損害額を決定することが困難である。したがって、制裁とすることが最も説明が付きやすいのではないか。
- ・ 不当利得を根拠とすると、退職手当全体について法律上の原因がないと考えるのか。一部支給制限・返納制度を不当利得で説明できるのか。
- ・ 行政法的には、制裁として整理し、功績の没却などその他の側面は、量刑決定の際の裁量の問題と考えるべきではないか。
- ・ 制裁とした場合、死亡した者から返還させる理由が説明できないのではないか。
- ・ 諸外国について調査した限りでは、死亡した者から返還させることはないようだが、日本において返還させるとするのであれば、日本法の中でしっかりと根拠付ける必要がある。
- ・ 制裁とした場合には、公務員の身分がなくなった者に対してなぜ制裁を科すこ

とができるのか考える必要がある。

(2) 返納事由の拡大について

事務局から、関係資料について説明がなされた後、議論が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 退職手当の支給制限の根拠を制裁であるとする、比例原則に従う必要があるが、現行制度において懲戒免職処分を受けた者の退職手当が全額不支給となるのは過度の制裁であるような気がする。現行の懲戒処分の種類と退職手当の支給制限の程度を一対一対応で考えることは適当なのか疑問である。
- ・ 公務員としての身分がある在職者に対して任命権者が持つ広範な裁量と同程度の裁量を、退職者についても認めてよいものかどうか。退職者の場合には、第三者機関の手続を必要とするなどの手当が必要ではないか。ただ、返納の場合だけではなく、退職手当の支給制限を行う際にも、第三者機関による手続に乗せるという制度設計も考えうる。
- ・ 支給制限・返納の根拠が制裁であるとする、返納事由を拡大できるし、それにより非違行為の発覚時点が異なることによる取扱いのアンバランスを是正することができる。ただ、返納額をどう決定するかについて議論を詰めていく必要がある。ドイツにおける恩給の支給制限は、その基準を予め設定しているのではなく、専門機関における事例の積み重ねにより、相場観が徐々に作られていっている。
- ・ 在職者と退職者で手続が異なりうることはわかるが、同じような行為を行ったのにも関わらず、判断権者が変わってもいいのか。事例の積み重ねが複数個所で行われると相互にうまく整合性がとれずらいのではないか。
- ・ 根拠が制裁であると考え、退職した者に対しては任命権者が秩序罰を科せられないにもかかわらず、退職手当のみ返納させることの説明はつくのか。制度設計の問題として、国家公務員法の中で退職手当の返納制度を考えるのか、退職手当法の中だけで議論を完結させるのか。
- ・ 身分関係を離れてもなお制裁を科すという考え方には違和感がある。やはり、そもそも退職手当が発生していないという不当利得の概念を入れる必要があるのではないか。身分の問題と、退職手当の支給制限・返納の問題とを分けて考えればよいのではないか。
- ・ 在職者については制裁と考え、退職者については加えられるべき制裁が加えられなかったことによる不当利得であると整理することができるのではないか。
- ・ 制裁を受けるはずであった本人が死亡した場合の遺族については、不当利得により返納を求めると整理ができるのではないか。
- ・ 特別権力関係論により、官僚集団における特別の規律に違反した場合には、退職者であってもなお制裁を科すことができると考えることができるのではないか。

(3) 返納事由の拡大（退職後の非違行為）について

事務局から、関係資料の説明がなされた後、議論が行われた。主なコメントは以下のとおり。

- ・ 退職者に退職手当の返納を求めることにより、抑止力を期待できる非違行為は、

職務関連の行為などに相当限定されてくる。また、退職後に非違行為を行った場合と、在職中の非違行為が退職後に発覚した場合との均衡を考えると、公務員であったことに伴い課される義務違反に限定することが適当ではないか。

- ・ 公務員集団の規律を、その集団から離脱した退職者に対して課す必要はないと考えれば、退職者に対して当然に制裁を科すことはできないのではないか。
- ・ 公務員であったことに伴い課される義務違反については、刑事罰という制裁が既に科されることとされているので、さらに退職手当を返納させる必要はないと考えることもできる。
- ・ 在職中であれば懲戒免職相当であった行為であるが、禁錮刑にはならないために退職手当の返納命令の対象とすることができない非違行為は具体的には何か。

(4) その他

今回は、平成20年3月7日（金）に開催することとなった。

以上

なお、以上の内容は、総務省人事・恩給局の責任において作成した速報版であり、事後修正の可能性がある。